

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会  
令和7年度インド友好交流推進事業（企業等訪問団派遣）業務委託に係る  
企画提案審査会設置要綱

（設置）

第1条 令和7年度インド友好交流推進事業（企業等訪問団派遣）の委託先を特定するため、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会令和7年度インド友好交流推進事業（企業等訪問団派遣）業務委託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は、別表に掲げる委員長及び委員3人をもって組織する。審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができるものとする。

（委員長の職務及び代理）

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の業務）

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 審査会は、企画提案書の審査、順位付け、最優秀提案者の決定を行う。

（事務局）

第5条 審査会の事務局を、新価値・地域創造推進局国際戦略・自然首都圏推進課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるものの他、審査会の運営その他の必要事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日に施行し、業務委託契約締結の日に効力を失う。

別表（第2条関係）

区分	所属・職名	氏名
委員長	山梨県 山梨ブランド・国際戦略統括官	眞田 健康
委員	独立行政法人日本貿易振興機構 山梨貿易情報センター 所長	濱田 哲一
委員	国立大学法人山梨大学 理事・副学長 公益財団法人山梨県国際交流協会 副会長	茅 暁陽
委員	山梨県 産業政策部産業政策課 課長	古屋 幸一